

第2章 神奈川県の高齢者を取り巻く現状と課題

1 高齢者を取り巻く現状

(1) 高齢者人口・世帯

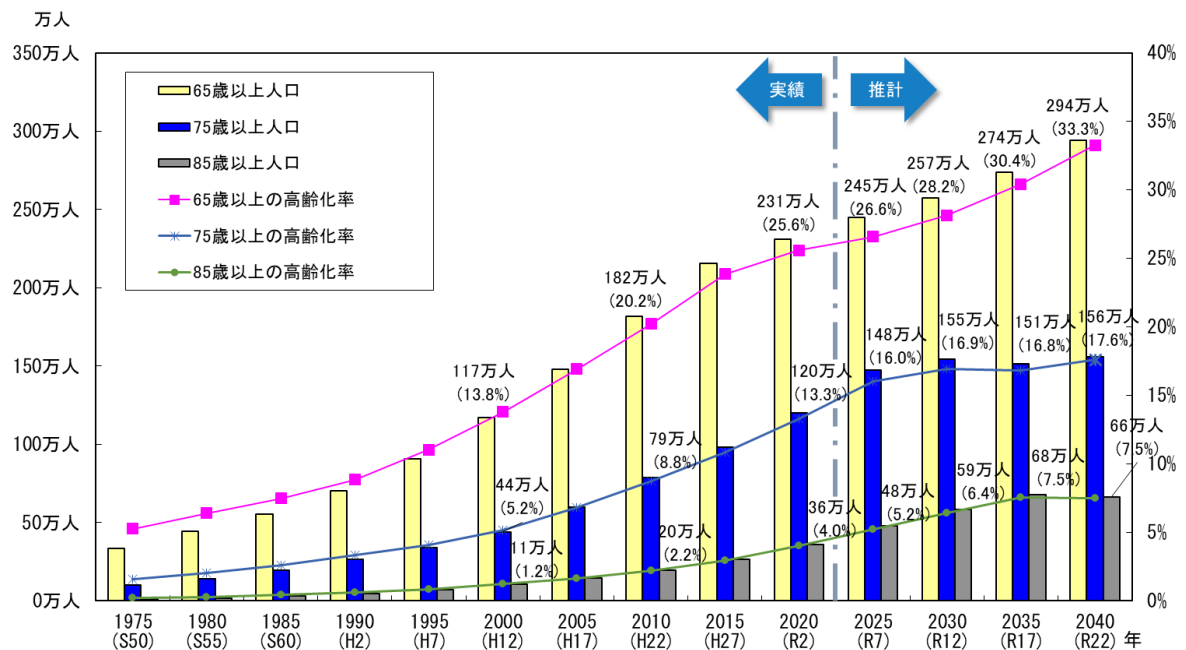
本県の65歳以上の高齢者人口は、2020(令和2)年で約231万人ですが、2030(令和12)年には約257万人となることを見込まれており、またそのうちの後期高齢者¹は、2020(令和2)年で約120万人、2030(令和12)年には約155万人になると推計されています。

高齢化率は、2020(令和2)年には、総人口の約26%ですが、2030(令和12)年には、28%を超えることが推計されており、後期高齢者の割合も、2020(令和2)年には約13%ですが、2030(令和12)年には16%を超えることが推計されています。

また、2020(令和2)年から2040年までの本県の65歳以上人口の増加率は24.2%と、沖縄県、東京都に次いで、第3位となっています。

さらに、高齢者(65歳以上)1人あたりの生産年齢(15～64歳)人口は、2020(令和2)年では「2.45」であったものが、2030年では「2.2」、2040年では「1.71」になると推計されています。

【高齢者人口の推計】



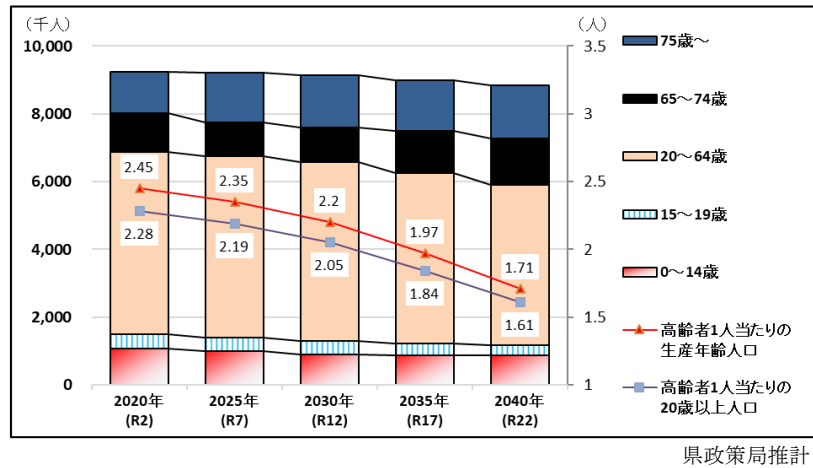
2020(令和2)年までは国勢調査、2025(令和7)年以降は県政策局推計

¹ 後期高齢者：75歳以上の高齢者。

【高齢者人口の増加率】

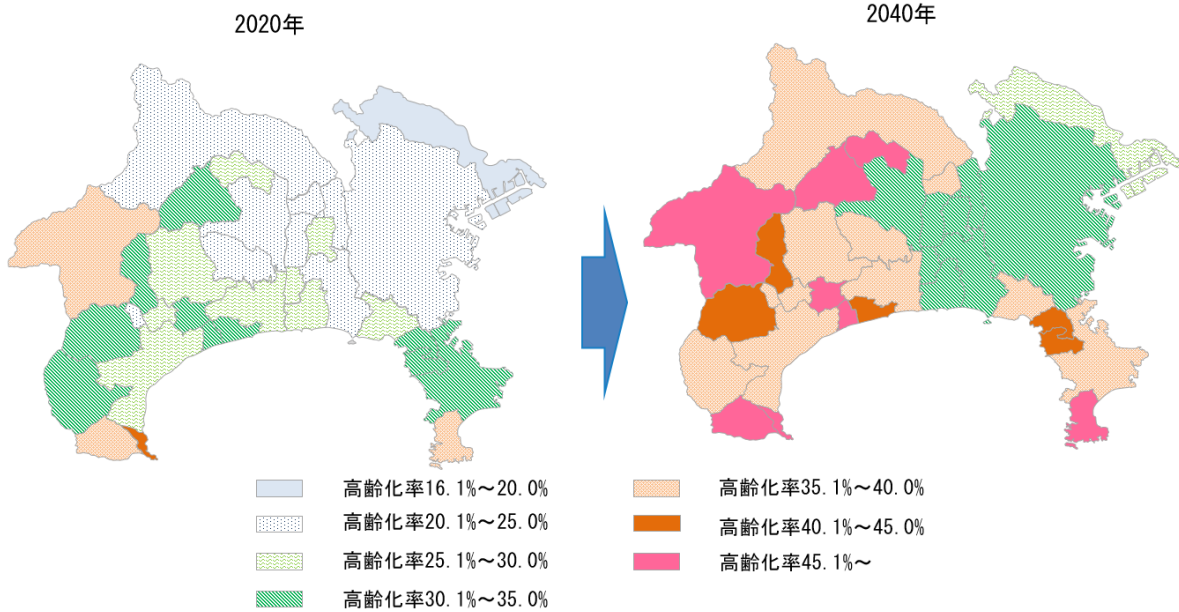
都道府県別65歳以上人口の増加率 (2020~2040年(推計)) 上位10位		
1位	沖縄県	34.4%
2位	東京都	28.6%
3位	神奈川県	24.2%
4位	愛知県	20.0%
5位	埼玉県	18.7%
6位	滋賀県	16.9%
7位	千葉県	16.1%
8位	宮城県	14.7%
9位	兵庫県	14.5%
10位	福岡県	13.7%

【高齢者1人あたりの生産年齢人口の推計】



2020(令和2)年国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2018(平成30)年3月推計)」から作成

【県内市町村別高齢化率の推移】



2020(令和2)年は国勢調査、2040年は国立社会保障・人口問題研究所による推計

高齢者世帯¹は、2020(令和2)年で約97万世帯ですが、2030(令和12)年には高齢夫婦世帯²が約51万世帯、高齢単身世帯³が約60万世帯の計約111万世帯となり、高齢者世帯が世帯全体に占める率は25.7%になると推計されています。

また、2020(令和2)年以降は高齢単身世帯の割合が高齢者世帯の半数を超え、その後も増え続ける見込みとなっています。

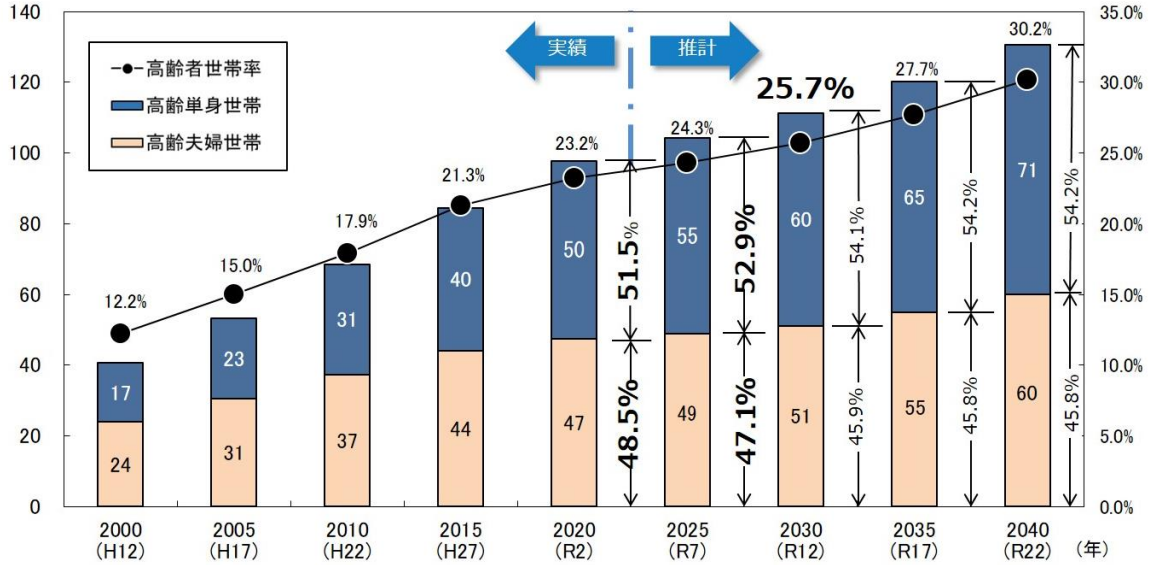
¹ 高齢者世帯：高齢夫婦世帯及び高齢単身世帯。

² 高齢夫婦世帯：世帯主が65歳以上の夫婦世帯。

³ 高齢単身世帯：65歳以上の者一人のみの一般世帯（他の世帯員がないもの）。

【高齢者世帯の推移と将来推計】

(万世帯)

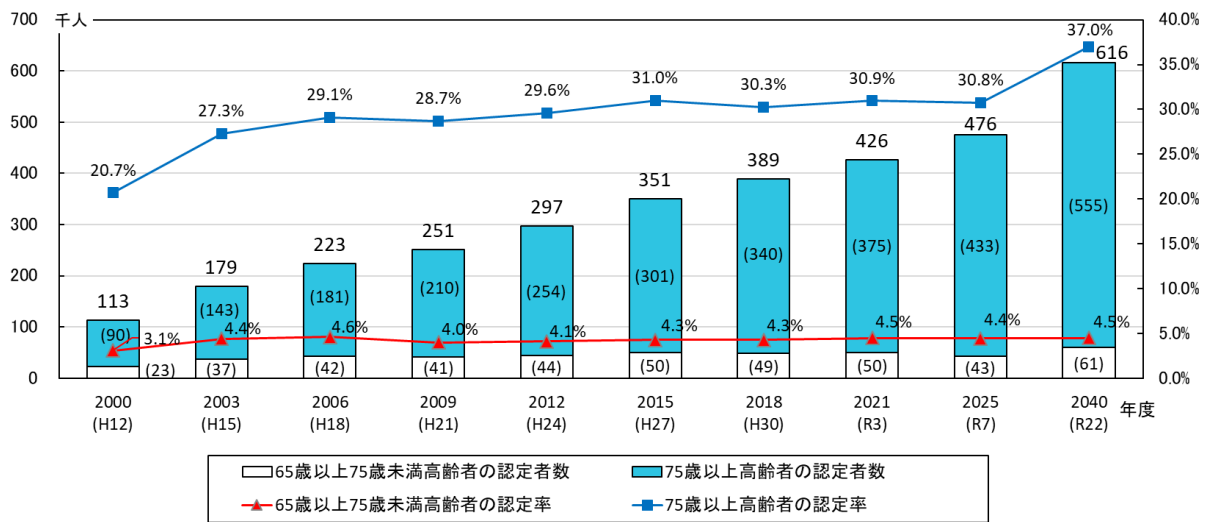


2020(令和2)年までは国勢調査、2025(令和7)年以降は県政策局推計
 高齢者世帯：高齢夫婦世帯及び高齢単身世帯の合計

(2) 介護等の状況

要支援・要介護認定者¹数（第1号被保険者）は、2021(令和3)年度で約43万人ですが、2025(令和7)年度には47万人を超える見通しであり、2021(令和3)年度比では、約1.1倍に増加することが見込まれています。

【要支援・要介護認定数の実績及び見込み】

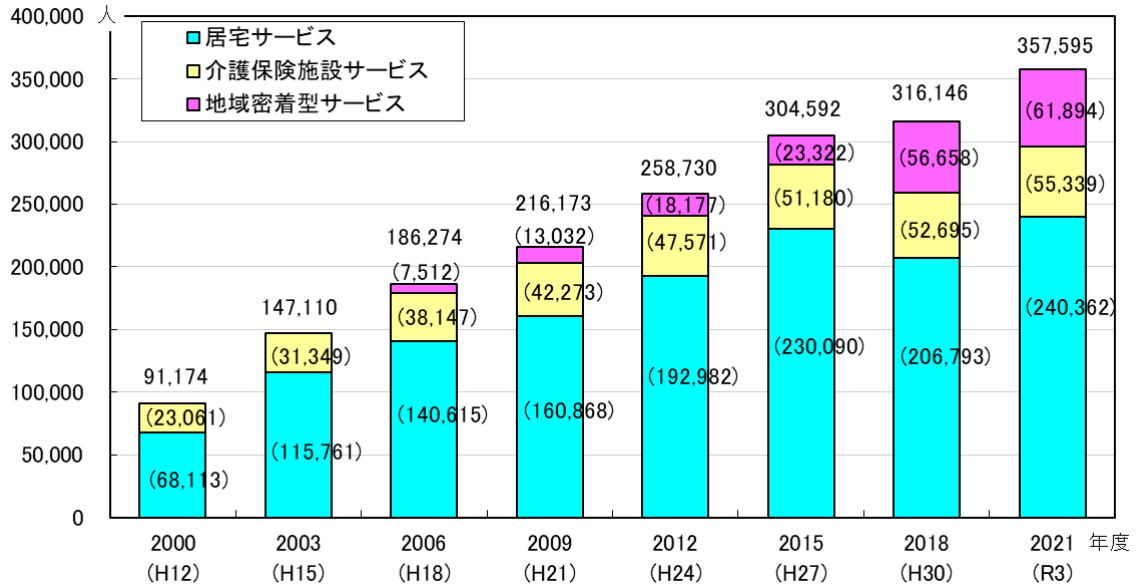


2021(令和3)年度までは介護保険事業状況報告による（各年度9月の認定者数）
 2025(令和7)年度及び2040(令和22)年度は、市町村による推計の合計

¹ 要支援・要介護認定者：介護保険法に基づき、市町村が訪問調査等を行い、日常生活において介護を必要とする状態を意味する要介護認定又は日常生活に見守りや支援を必要とする状態を意味する要支援認定を受けた方。なお、それぞれの区分は、「要介護1～5」「要支援1・2」の7区分。

要支援・要介護認定者の増加に伴い、介護サービス利用者数も増加しており、2021(令和3)年度には介護保険制度が創設された2000(平成12)年度の約3.9倍に達しました。

【介護サービス利用者の推移】



介護保険事業状況報告による（各年度9月の利用者数）

地域密着型サービス及び居宅サービスには、介護予防サービスを含む

(3) 住まいの状況

住宅と施設等の住まいの割合について、2020(令和2)年では、65歳以上の高齢者の約94%が住宅に住み、約6%が病院や老人ホーム等の施設に入居しています。75歳以上になると、病院や老人ホーム等の入居者の割合が約10%となり、65歳以上と比べ増加しています。

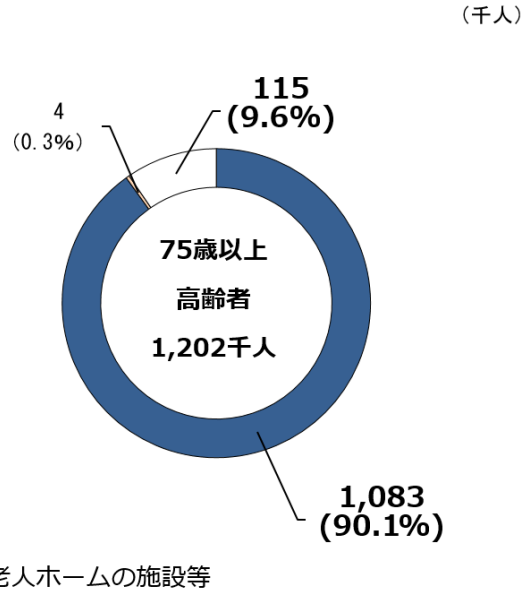
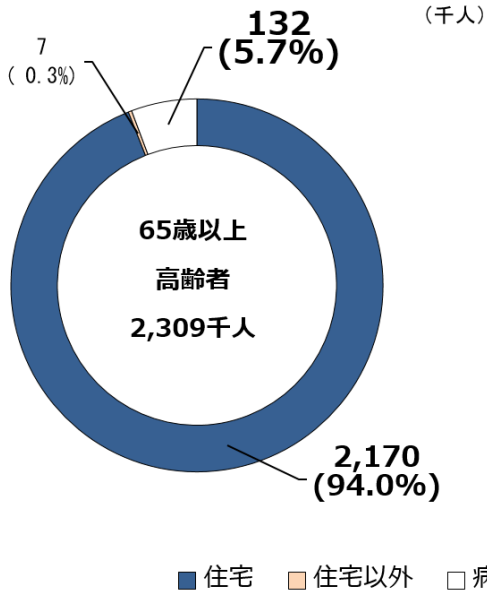
持ち家と借家の割合は、2018(平成30)年では、持ち家が約75%、借家等が約24%となっています。

また、借家に住む高齢単身世帯と高齢夫婦世帯を見ると、2018(平成30)年では、高齢単身世帯が約73%となっており、高齢単身、夫婦世帯ともに公的借家に比べて民間借家の割合が高くなっています。

【住宅と施設等別の高齢者数と割合】

■ 65歳以上の住宅と施設等別の内訳

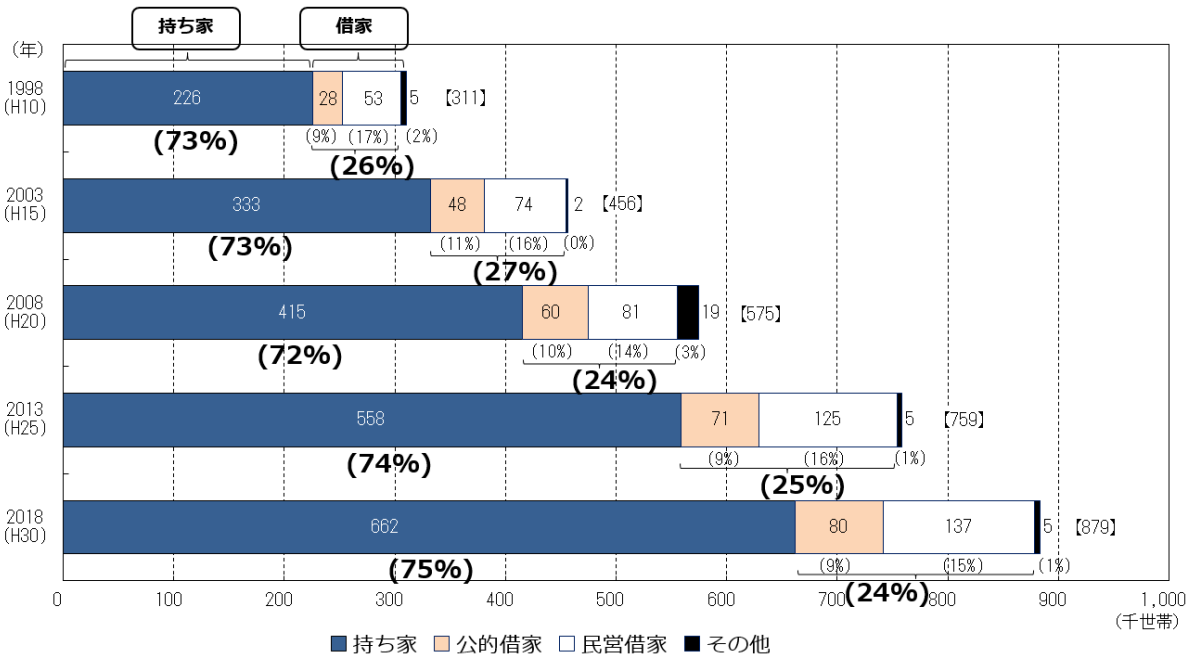
■ 75歳以上の住宅と施設等別の内訳



■ 住宅 ■ 住宅以外 □ 病院や老人ホームの施設等

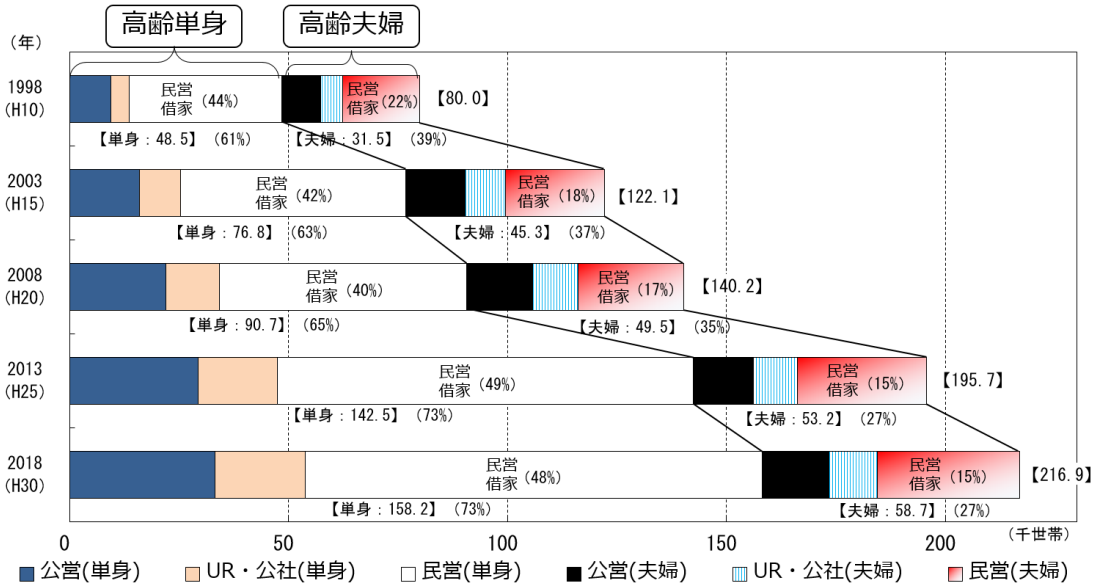
2020(令和2)年国勢調査

【高齢者世帯の持ち家・借家別世帯数の推移】



2018(平成30)年住宅・土地統計調査

【借家の種類別の高齢者世帯数の推移】



2018(平成30)年住宅・土地統計調査

(4) 住まいの改善等の状況

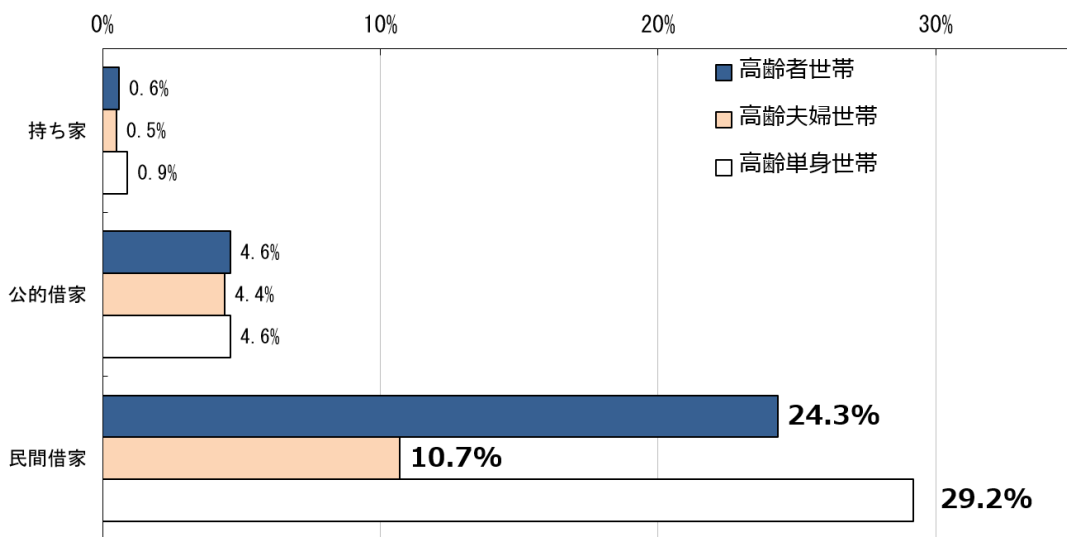
ア 面積と設備

高齢者世帯における最低居住面積水準¹未満の世帯の割合は、持ち家よりも、民間借家の割合が高くなっています。特に高年齢単身世帯における民間借家の割合が高い状況となっています。

また、住宅のバリアフリー²化の状況は、持ち家より、借家において低い水準になっています。

手すりの設置状況を玄関、トイレ、浴室等の場所ごとに見た場合も、借家では持ち家と比べ、低い水準になっています。

【高齢者世帯の最低居住面積水準未満の割合】



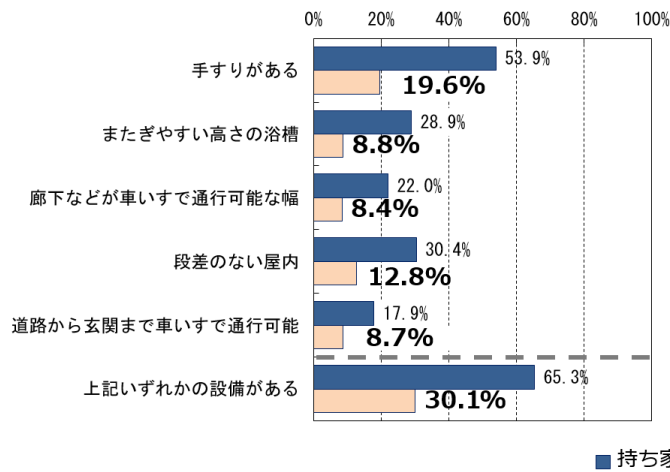
2018(平成30)年住宅・土地統計調査

¹ 最低居住面積水準：世帯人数に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準。(1)単身者 25㎡ (2)2人以上の世帯 10㎡×世帯人数+10㎡

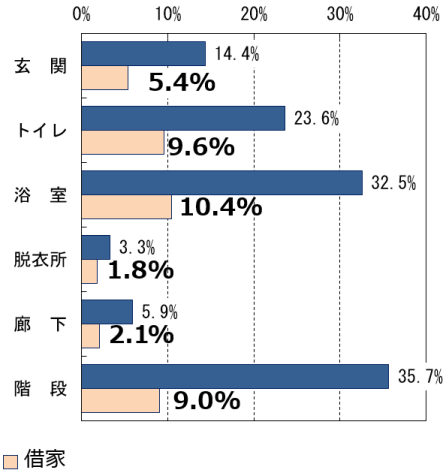
² バリアフリー：住宅などにおいて、身体的ハンディキャップに対する行動や、生活上の障がいを取り除くよう配慮することをいい、広い廊下への拡幅、段差の解消、手すりの設置などがある。

【住宅のバリアフリー化の状況】

■高齢者のための設備の設置



■手すりの設置



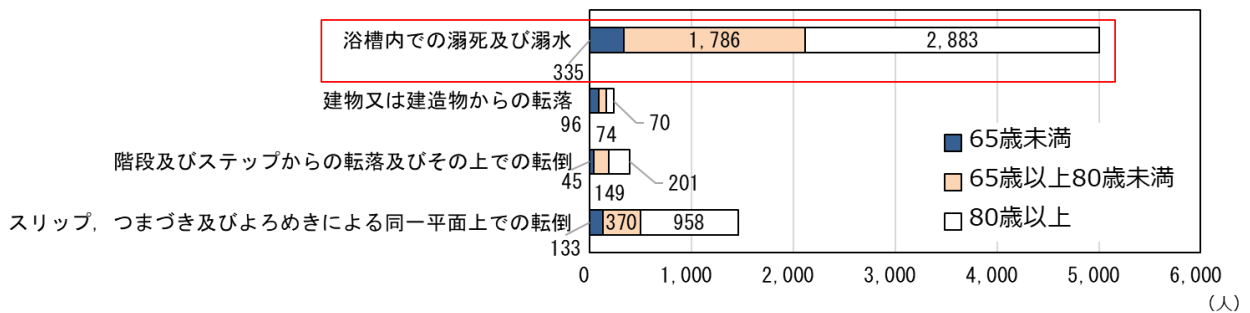
2018(平成30)年住宅・土地統計調査

イ 家庭内における事故

高齢者の家庭内における不慮の事故死については、「浴槽内での溺死及び溺水」、「スリップ、つまづき等による転倒」が多く、65歳以上の占める割合が高く、年齢が上がるほど増加する傾向にあります。

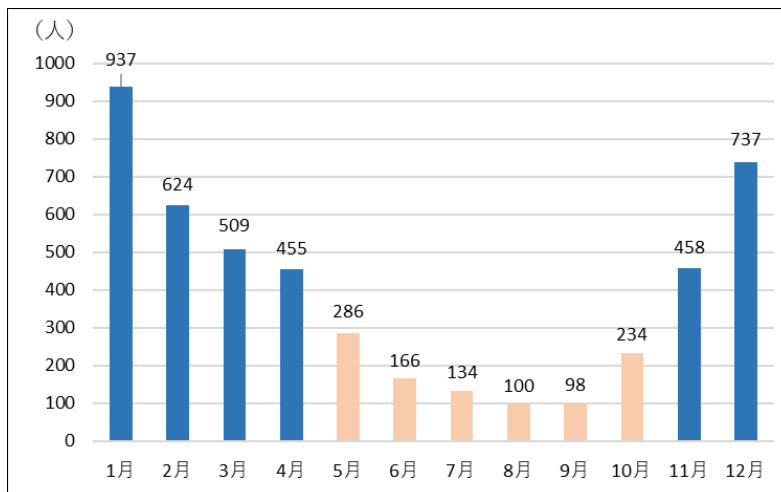
また、高齢者の浴槽内での不慮の溺死及び溺水による死亡事故は、冬季に多く発生し、1月がピークとなっています。

【家庭における主な不慮の事故死の理由（全国）】



2020(令和2)年人口動態調査

【高齢者の「不慮の溺死及び溺水」の発生月別死者数(令和元年、全国)】



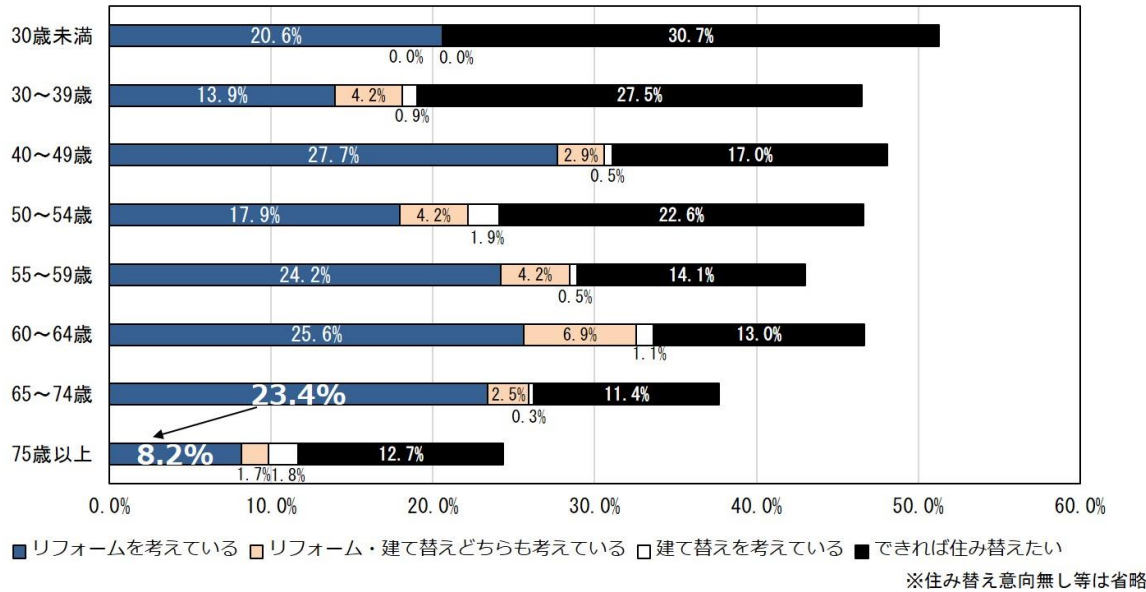
厚生労働省 人口動態調査

ウ リフォーム¹の意向

年齢別のリフォームの意向については、主たる生計維持者の年齢が 75 歳以上になると、大幅に減少しています。

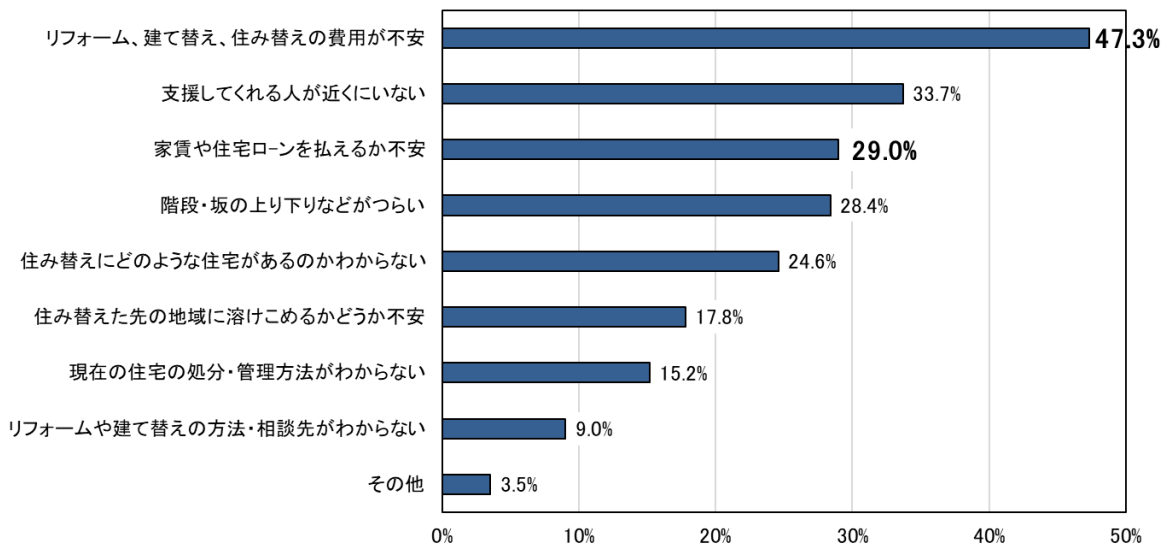
また、高齢者となったときの住まいに関する不安は、「リフォーム、建て替え、住み替えの費用が不安」、「家賃や住宅ローンが払えるか不安」といった金銭面の内容の割合が高くなっています。

【主たる生計維持者の年齢別のリフォーム意向状況等】



2018(平成30)年住生活総合調査

【高齢者または高齢者になったときの住まいの不安】



2023(令和5)年県民ニーズ調査

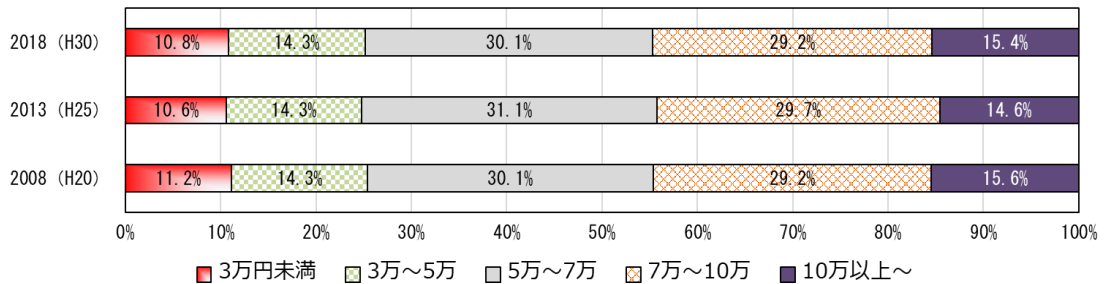
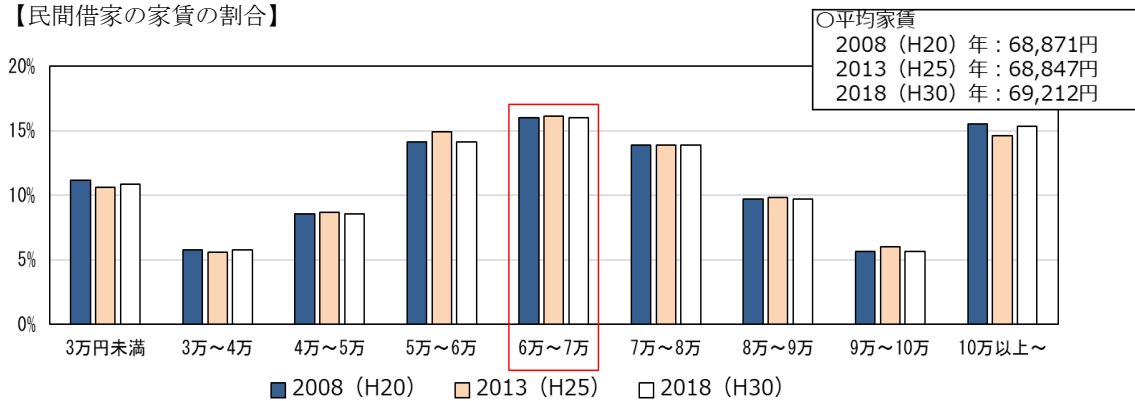
¹ リフォーム：増改築や模様替え、修繕など。

(5) 収入等の状況

民営借家の月額家賃は、2018(平成 30)年において6万円台が最も多く、2008(平成 20)年から概ね同水準で推移しています。

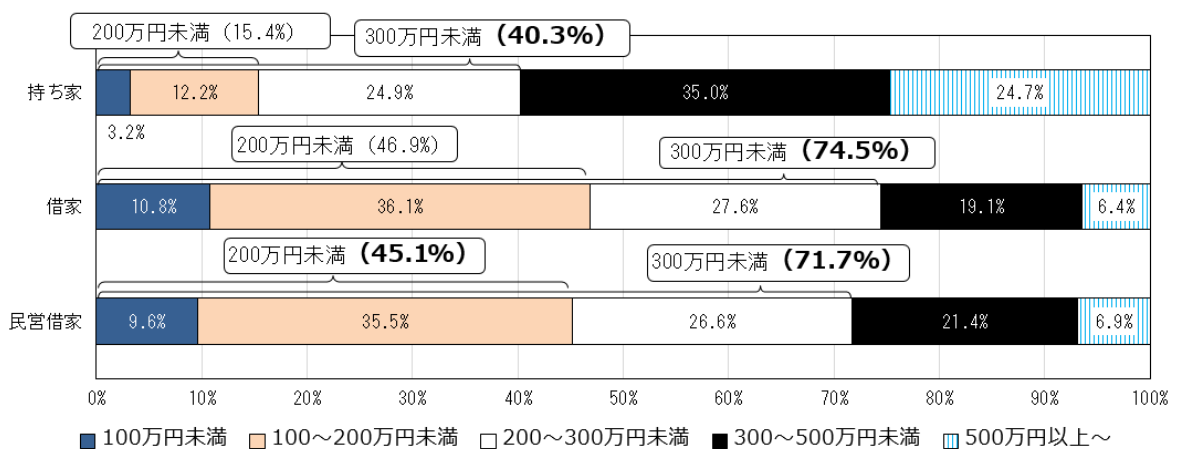
また、2018(平成 30)年の主たる生計維持者が65歳以上の年間収入別世帯数では、持ち家世帯において年収300万円未満の割合が約40.3%に対し、借家世帯では、約74.5%と高い状況です。さらに、借家のうち、民営借家においても、年収300万円未満の世帯の割合が約71.7%と高く、年収200万円未満では、約45.1%と半数近くを占めています。

【民間借家の家賃の割合】



2018(平成 30)年住宅・土地統計調査

【主たる生計維持者が65歳以上の年収別世帯数】



○例えば (試算)

・民営借家の場合、家賃69,212円/月(83.1万円/年)に対し、年収200万円で家賃負担率41%、年収300万円で家賃負担率28%

2018(平成 30)年住宅・土地統計調査

(6) 高齢者向け賃貸住宅¹の状況

登録や供給がなされている高齢者向け賃貸住宅には、「サービス付き高齢者向け住宅、高齢者向け優良賃貸住宅、高齢者向け地域優良賃貸住宅、シルバーハウジング、かながわあんしん賃貸住宅、あんしん住宅、住宅セーフティネット制度による登録住宅」があり、本県の登録・供給の状況は次のとおりです。

2023(令和5)年3月末現在

区分	件数・棟数	戸数(戸)
サービス付き高齢者向け住宅	366 件	14, 945
高齢者向け優良賃貸住宅	43 棟	1, 216
高齢者向け地域優良賃貸住宅	49 棟	1, 704
シルバーハウジング	263 棟	5, 963
かながわあんしん賃貸住宅	702 件	5, 049
あんしん住宅	134 棟	266
住宅セーフティネット制度による登録住宅	4, 881 棟	38, 939

(7) 高齢者施設等²の状況

高齢者施設等には、「特別養護老人ホーム、介護医療院、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム」があり、本県の定員は次のとおりです。

区 分	定 員 (人)
特別養護老人ホーム	40, 084
介護医療院	839
軽費老人ホーム	2, 135
養護老人ホーム	1, 335
認知症高齢者グループホーム	14, 035
有料老人ホーム	59, 369

特別養護老人ホーム：2023(令和5)年3月末日竣工ベース

介護医療院・軽費老人ホーム・養護老人ホーム・認知症高齢者グループホーム：2023(令和5)年3月1日開所・指定ベース

有料老人ホーム：2022(令和4)年4月1日開所ベース

¹ 高齢者向け賃貸住宅、² 高齢者施設等：P38～39 参考資料「高齢者の多様な住まいの特徴」参照。

2 高齢者を取り巻く課題

(1) 自宅（持ち家）に住まう高齢者

この20年間でみると、高齢者人口・世帯が大幅に増加する中、持ち家に暮らす高齢者の割合は、7割程度で推移しており、今後も多くの高齢者は、持ち家に住まう可能性が高いと考えられます。

こうした中で、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けるためには、高齢期に備えた早期のバリアフリーリフォームや住み替えの検討などが必要となります。

また、自宅での生活を継続するためには、在宅サービスの供給体制や、地域密着型サービス等の家族の負担を軽減するサービス基盤のさらなる整備が求められています。

さらに、高齢単身世帯が増加しており、社会や地域とのつながりが希薄になりやすくなることから、居住コミュニティを活性化させることも必要です。

(2) 借家に住まう高齢者

高齢者世帯の住宅のうち、借家は3割程度となっており、持ち家の世帯に比べて世帯収入が低い傾向にあり、収入に占める家賃負担の割合が高くなっています。

また、借家は、借主が住まいのバリアフリー化等を行うことが難しいため、条件に合った住宅への住み替えも一つの選択肢となりますが、バリアフリー化等の整備がされた高齢者向けの借家は、家賃が高い傾向にあるという課題があります。

さらに、民間借家については、高齢者の入居中の事故の発生を貸主が不安に感じて入居を敬遠する問題も生じています。

(3) 高齢者向けに整備された借家や施設

サービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向け賃貸住宅や特別養護老人ホーム、有料老人ホーム等の高齢者施設は、バリアフリーなど一定の居住性能を備え、見守りや介護サービスも提供される等、高齢者が安心して暮らせる住まいです。

しかし、サービス付き高齢者向け住宅については、登録数は増えてきたものの、今後の運営管理の質の確保が課題となっています。

さらに、特別養護老人ホーム等の一部の高齢者施設については、総量規制があることから、高齢者の総数と比較すると、これらの施設数の割合は低くなっており、今後の増加も限定的と考えられます。

また、高齢者向けの賃貸住宅や施設には、費用が高いものや、安価でも希望者が多く、全員を受け入れできないものがあること、入所の必要性の高い方から優先して入所するため、なかなか入所できないこと、といった課題もあります。

